

生け垣及び花壇設置 補助制度のご案内

<< 設置前に立会いをお願いします >>

補助の対象

生け垣 — 次のいずれにも該当するもの

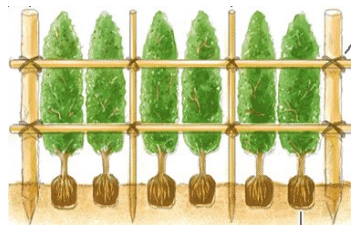
- ・新たに設置するもの
- ・公道に面した部分に設置するもので、かつ、延長が3メートル以上であること
- ・植える樹木は、高さ1メートル以上、枝幅30センチ以上であること
- ・樹木を植える位置は、道水路との境界から幹の中心まで概ね50センチ以上離し、1メートルに2～3本以上植えること

生け垣とは・・・

樹形・樹種が規則性と規律性を有し、その連続性により区切り等の機能を併せ持ち、隣接する道路に平行な直線状の一団の植え込み。

垣根で、隣接する道路に平行に直線状に植えてあるもの。

▼正面図



▼平面図



花壇 — 次のいずれにも該当するもの

- ・新たに設置するもの
- ・公道に面した部分に設置するもので、かつ、延長が3メートル以上であること
- ・花壇の奥行きは、道水路との境界から70センチを確保する（面積2.1平方メートル以上）
- ・低木や花きは、1平方メートルにつき5株（低木）、12株（花き）植えること

(注) ブロック塀やフェンス等の内側に生け垣や花壇をつくる場合には、補助対象になりません。ただし、ブロック等の高さが50センチ以下の場合は、補助の対象とします。

既存ブロック塀等の取り壊し — ブロック塀、フェンスなど

- ・生け垣や花壇をつくるために、その場所にある既存塀等を撤去する場合
- ※ブロック塀の取り壊しのみ行う場合は、建設課の補助金をご検討ください。



補助金の額

表 1

区分		補助対象基本額	補助率	補助限度額
生け垣	樹木の購入経費	生け垣の延長に 1m 当たり 9,500 円を乗じて得た額	3分の2	190,000 円
	支柱の購入経費	生け垣の延長に 1m 当たり 2,250 円を乗じて得た額		45,000 円
花壇	花壇の設置経費	花壇延長に 1m 当たり 9,000 円を乗じて得た額		180,000 円
	苗、種の購入経費	花壇の面積に 1 m ² 当たり 500 円を乗じて得た額		10,000 円
生け垣・花壇設置のためのブロック塀等の取壊し経費		ブロック塀等の面積に 1 m ² 当たり 9,000 円を乗じて得た額		180,000 円

表 2

区分	補助金額
樹木の移設経費	生け垣の延長に 1m 当たり 3,000 円を乗じて得た額

表 1 の場合において、生け垣または花壇の設置に要する実施経費の単価が補助対象基本額の単価に満たないときは、当該実施経費の 3 分の 2 の金額を補助金額とする。

■ 補助額の算定方法 ■

実際にかかった経費から算出した 1 m あたりの金額（以下、実単価と表記）と、上表の補助対象基本額との比較で次のように算定します。

<例：生け垣>

ケース 1 実単価 < 補助対象基本額 の場合

➡ 実単価をもとに補助金額を算定します。8,490 円 < 9,500 円

ケース 2 実単価 > 補助対象基本額 の場合

➡ 補助対象基本額をもとに補助金額を算定します。10,520 円 > 9,500 円

生け垣の設置例

※一例を抜粋したもので、全てではありません。

○ 補助対象になるもの ○

上面図

道路幅員 4 M
以上の道路

総延長 3 M 以上

一般の通行に供される道路

[Living Wall Icon] : 生け垣

側面図

←50cm以上→

←生け垣

道路 敷地

<フェンス等を併設する場合>

生け垣 → ←フェンス等

道路 敷地

<ブロック、レンガ、石積みを設置する場合>

↑ 植えた地面から 1.0M 以上

50cm 以下

道路 敷地

[Brick Icon] : レンガ等

× 補助対象にならないもの ×

上面図

延長3M未満

道路と隣接していない

[Living Wall Icon] : 生け垣

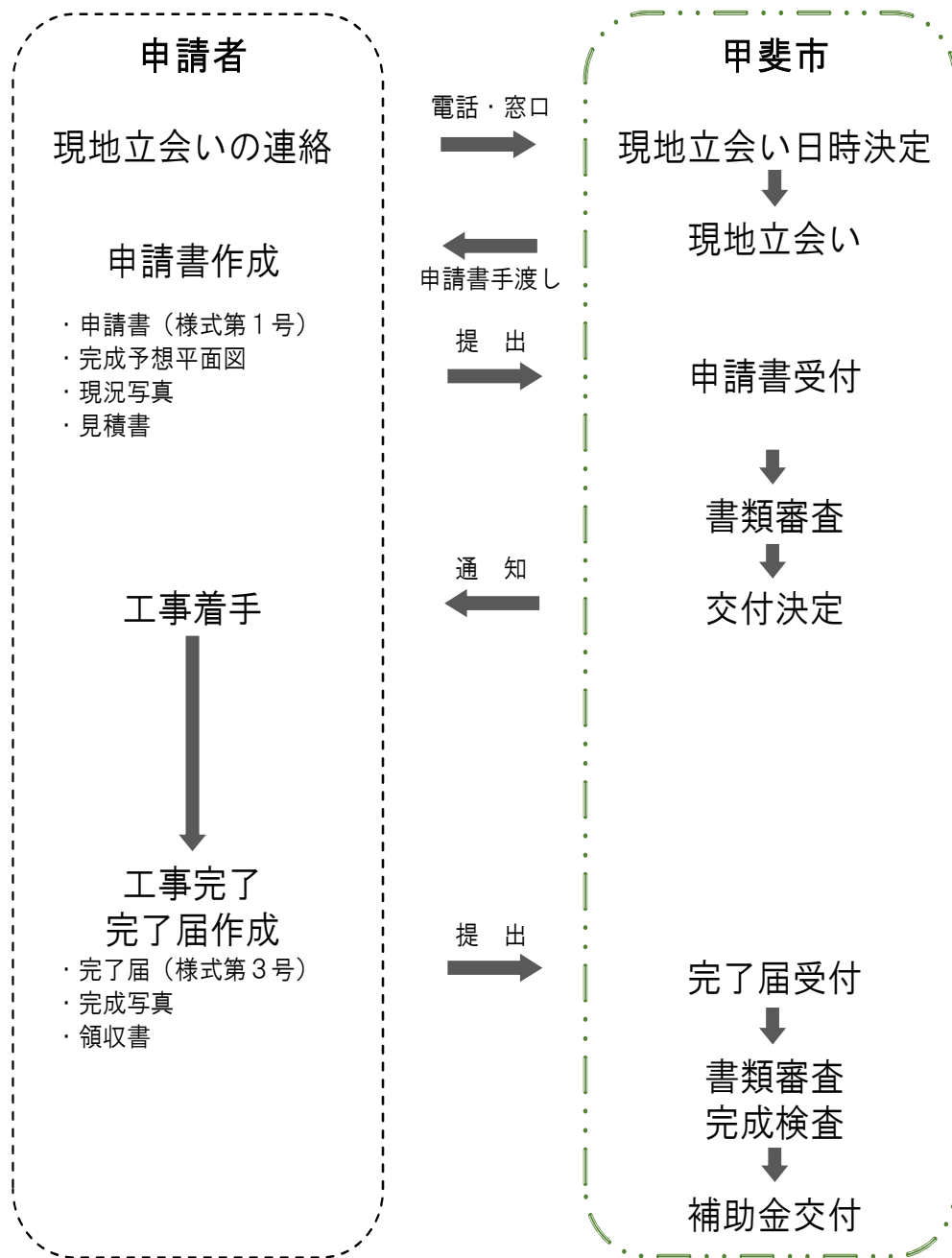
<フェンス等を道路側に併設した場合>

←生け垣

フェンス等 →

道路 敷地

申請の流れ



～注意～

市との現地立会いは、必ず生け垣等の設置
工事前におこなってください。

立会い前に工事を始めた場合は、補助の対象と
なりません。

<参 考>

○生け垣にお薦めの種類

カナメモチ、ネズミモチ、サンゴジュ、ドウダンツツジ、シラカシ、キンモクセイ、サザンカ及びイヌツゲなど

○生け垣に避けたい種類

・カラマツやマサキなど、ムクゲといった虫が発生したり、刈り込みに手間がかかる種類

・カイヅカイブキ（赤星病）など病気が発生しやすい種類

○花壇にお薦めの種類

・サツキ、ツツジ、ツゲ等の低木

・花卉（草花類）は、日当たりなどで多種多様です。

MEMO

次の事項にご注意ください

- 1 現地立会いは、生け垣や花壇を**設置する前に**、また、既存ブロック塀等の**撤去をする前**に行ってください。

設置後又は撤去後の立会いは、補助対象になりませんので、行いません。

- 2 設置工事は、決定通知書を受け取った後、速やかに着手してください。
- 3 完了届は、設置工事が完了した後、速やかに提出してください。
- 4 設置工事は、その年度の3月末日までに完了させてください。

※年度＝4月1日から3月31日までの間

- 5 補助金交付決定通知後内容に変更が生じたときは、**変更申請書**の提出をおこなってから、工事を進めてください。
- 6 生け垣または花壇を設置後5年以内に形状を変更する場合は、事前に市と協議してください。
- 7 補助金の交付は、生け垣・花壇の設置時（生け垣・花壇の設置のための既存塀の撤去含む）の1回のみです。



届出・問い合わせ先

〒400-0192 甲斐市篠原2610番地
甲斐市役所 都市建設部 都市計画課 緑化推進係
電話番号 055-278-1669（直通）



甲斐市マスコットやはいぬ

次のQRコードを読み取り、ウェブページを参考にしてください⇒



または、甲斐市役所の公式ホームページの画面で検索窓に「生け垣」と入力してください。